

## ○厚木市心身障害者福祉手当支給条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、厚木市心身障害者福祉手当支給条例（昭和48年厚木市条例第11号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請の手続)

第2条 条例第5条の規定による申請は、厚木市心身障害者福祉手当支給申請書により行うものとする。この場合において、申請者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その旨を証明する身体障害者手帳
- (2) 条例第2条第2号に該当する者にあつては、判定機関が交付した判定内容等を確認することができる書類等
- (3) 条例第2条第3号に該当する者にあつては、その旨を証明する精神障害者保健福祉手帳
- (4) 市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、6月末日までに行わなければならない。ただし、同日までに申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、市長が指定する日までに申請することができる。

### (支給の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえその適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、厚木市心身障害者福祉手当支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

### (届出)

第4条 条例第5条の規定により、手当の支給の決定を受けた者(以下「受給資

格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
  - (2) 条例第2条に規定する心身障害者でなくなったとき。
  - (3) 他の市区町村の支給決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービスを受けることとなったとき。
  - (4) 次条第1項に規定する期日後に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されたとき。
  - (5) その他手当の支給に関する事項に変更が生じたとき。
- 2 前項の規定による届出は、厚木市心身障害者福祉手当受給資格者住所等変更届により行うものとする。

(現況の把握)

第5条 受給資格者は、厚木市心身障害者福祉手当受給資格者現況届(以下「現況届」という。)に地方税法の規定による市町村民税の課税状況を証する書類を添えて、毎年6月末日までに、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することができる場合で、当該受給資格者の同意が得られたときは、現況届の提出を省略させることができる。

(支給停止等)

第6条 市長は、受給資格者が前条第1項に規定する期日までに現況届を届け出ないときは、手当の支給を停止することができる。

- 2 市長は、前項の規定により手当の支給を停止するときは、厚木市心身障害者福祉手当支給停止通知書により受給資格者に通知するものとする。
- 3 市長は、手当の支給の停止を解除するときは、厚木市心身障害者福祉手当支給停止解除通知書により受給資格者に通知するものとする。

(受給資格喪失の通知)

第7条 市長は、受給資格者が条例第3条に規定する対象者に該当しないと認

めるときは、厚木市心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書により当該受給資格者に通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 厚木市身体障害者（児）福祉手当支給条例施行規則（昭和44年厚木市規則第6号）および厚木市精神薄弱者扶養手当支給条例施行規則（昭和41年厚木市規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の厚木市心身障害者福祉手当支給条例施行規則策4条の規定は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。